

船舶事故等調査報告書

平成23年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011門第45号	
事故等種類	衝突（消波ブロック）	
発生日時	平成22年11月27日 04時30分ごろ	
発生場所	長崎県対馬市 志多賀港沖防波堤灯台から真方位306° 110m付近 （概位 北緯34° 28.5′ 東経129° 23.9′）	
事故等調査の経過	平成23年4月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 漁船 ^{こしん} 更進丸、12トン 船舶番号、船舶所有者等 NS2-17003（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	船首部に破口及び亀裂	
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、志多賀港に帰港する際、同港入口付近において出港する小型漁船を待ったのち、作動中のレーダーを確認しないで港奥に向けて発進して左転中、平成22年11月27日04時30分ごろ、同港入口の消波ブロックに衝突した。 その後、本船は、自力で離脱して帰港した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2 海象：潮汐 上げ潮の末期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、志多賀港入口において同港内に向けて左転中、船長が、船位の確認を行っていなかったことから、同港入口の消波ブロックに向けて航行していることに気付かず、同消波ブロックに衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、志多賀港入口において同港内に向けて左転中、船長が、船位の確認を行っていなかったため、同港入口の消波ブロックに向けて航行していることに気付かず、同ブロックに衝突したことにより発生したものと考えられる。	